



第65回 障害者差別解消法の改正動向

弁護士 田中 伸明

読者の皆さん、こんにちは。日本だけでなく、世界的に見ても、依然として新型コロナウイルス感染症の拡大は続いていて、国連の障害者権利委員会にも影響を及ぼしています。当初の予定では、本年8月中旬～9月上旬に日本審査が行われる第24会期が開催され、本稿で何らかの形の第一報が、東京オリンピックの感想とともにお届けできていたはずです。

しかし、本年3月に予定されていた第23会期が中止になったことは、本誌5月号でお伝えしましたが、8月～9月に開催されることになった「繰り下がり」の第23会期も、オンラインによる開催となりました。障害者権利委員会のサイトによれば、締約国との建設的対話は延期され、雇用分野（障害者権利条約第27条）に関する一般的意見の作成に向けた作業等が行われるとのことで、通常の間催とは異なります。

また、このような状況を受け、今後、日本審査の時期がいつ頃になるのかは未確定ではありますが、2021年3月頃になるのではと予想されています。延期に伴い、障害者権利委員会が日本に対して採択した事前質問事項に対する日本政府の回答期限も、予定の6月上旬から延期されることになっています。

1 障害者差別解消法の見直しについて

本連載でも、日本審査に向けての注目点をお話ししてきました